

令和 7 年度
かめおか地域産業イノベーション支援事業
【起業（スタートアップ）実証支援事業】
募 集 要 領

* 申請受付期間 * 令和 7 年 5 月 7 日（水）～ 令和 7 年 6 月 13 日（金）

亀 岡 商 工 会 議 所

1 事業目的

本事業は、亀岡市の地域課題解決や市民生活の質の向上に資するビジネスアイデアを有し、概ね3年以内の事業化を目指す個人・中小企業者等によるスタートアップの実証的な取り組みを支援することで、地域発の新たな価値創出と産業活性化を図ることを目的としており、起業するため、また中小企業者が新しい業種を開拓するための経費を要する場合に、亀岡商工会議所（以下「会議所」という）がその経費の一部を助成するものです。

2 助成対象期間

助成金の交付を受けて行う事業の期間は、原則として助成金の交付決定日から令和8年3月10日(火)までです。

※ 助成金交付決定前に事業着手（契約行為、発注等）をする場合は、事前着手届の提出が必要です。

※ 助成対象経費の支払いは、令和8年3月10日(火)までに完了することが必要です。

3 助成対象事業

助成対象事業は、「1 事業目的」に沿って実施される事業であって、商店街等の振興に効果が期待できる以下の取組が対象です。

＜対象事業＞

(1) 本市の社会課題の解決や市民生活の質の向上に資する取組であること。

(2) ビジネス的観点を主に構築されたアイデアであり、将来的に一定の収益を見込む中で事業を継続して実施するビジョンを持っている取組であること。

4 対象事業者

本事業は、亀岡市内に在住または亀岡市に通勤・通学されている個人（学生含む）もしくは中小企業者であること。

① 本市内でビジネスアイデアの実証事業を行うスタートアップ等であること。

※ スタートアップやベンチャーとして起業を目指す個人（学生を含む）もしくは、団体であること（中小企業基本法における中小企業者の定義「資本金の額または出資の総額」「常時使用する従業員の数」のどちらも超えていない企業）。

② 実証事業を行う過程や結果として、本市内の地域課題の解決や、市内雇用創出等の地域経済活性化、市民生活の向上等の効果をもたらす可能性のある事業計画であること。

③ 提案プロジェクトを自ら実施できる事業者であること。

④ 概ね3年以内に事業化を目指す事業計画であること。

⑤ 市税の滞納がないこと。

※ 中小企業者として本補助事業の対象となる会社及び個人

主たる事業として営んでいる業種	資本金基準 (資本金の額又は出資の総額)	従業員基準 (常時使用する従業員数)
製造業、その他（下記以外）	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下

※ 資本金基準、従業員基準のいずれか一方の基準を満たせば対象となります。

※ 常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含みません。

(注) 次のいずれかに該当するときは対象となりません。

ア 役員等（個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又は事業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成23年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められたとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 対象事業者が、アからオまでのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方とした場合（カに該当する場合を除く。）に、会議所が対象事業者に対して当該契約の解除を求め、対象事業者がこれに従わなかったとき。

5 助成対象経費

助成対象となる経費は、申請事業の実施に直接必要な経費として、申請事業以外の業務と明確に区分できるものです。※消費税抜きの計算で計上してください。

＜助成対象となるもの＞

- ① 広報費
- ② 調査研究費
- ③ 委託費 など

＜助成対象とならないもの＞

人件費（給与等）、旅費、借入金及び支払利息、
公租公課（消費税など）、振込手数料、代引き
手数料、飲食・接待費等

※ 内容によっては対象外となるものもありますので、会議所へ事前にご確認ください。

※ 外注加工費・委託費の占める割合は、助成対象経費の2分の1以内とします。

※ 交付申請書の実施計画書（「事業の概要」欄）において、試作の工程の概要（工程のそれぞれの順序と予定時期、内部加工と外注加工の区分など）をご記載ください。また、外注加工がある場合、収支予算書において原材料費は、内部加工分と外注加工分との区分がわかるようにご記載ください。

6 助成率等

- (1) 助成率 3分の2以内
- (2) 限度額 15万円 ※ 交付額は、千円単位とし、端数が出た場合は切り捨てます。

7 審査及び結果の通知

提出いただいた申請書は、審査会において、次のような観点から総合的に評価・審査し、採択事業を決定し、文書により各申請者に審査結果を通知します。

〈評価基準〉

基本評価項目	①実証計画の具体性・実現性 ②実証体制・連携先の有無 ③地域経済・社会への波及効果 ④予算の妥当性	配点 各 10 点 ※合計 40 点満点 ※ボーダーライン： 基本評価項目で 25 点以上が第一条件となる
加点評価項目	⑤課題設定の明確さ・社会的意義 ⑥新規性・独創性 ⑦事業化・将来的市場性	配点 各 20 点 合計 60 点満点

※ 交付申請書の実施計画書（事業の概要）において、上記の評価基準を考慮して、事業の内容や事業の効果をご記載ください。

※ 審査の途中経過並びに審査結果についてのお問い合わせには一切応じられませんので、あらかじめご承知ください。

※ 助成金は、予算の範囲内で交付するため、不採択や採択されることになった場合でも希望された金額の全てに応じられない場合や、3分の2未満の助成率となる場合があります。

8 申請手続き

(1) 受付開始及び締切

- 公募要領公開： 2025年 5月 7日（水）
- 申請受付開始： 2025年 5月 7日（水）
- 申請受付締切： 2025年 6月13日（金）17:00

(2) 申請手続きの基本的な流れ

申請に必要な書類を担当者へメール morimoto@kameokacci.or.jp
必要書類は、亀岡商工会議所のホームページに掲載しております。

(3) 提出書類

○印の書類を提出してください。申請時に全ての必要書類が整っていることを確認してください。

(★) の書類については、必ずメールにて提出ください。

(★) 以外の書類については、PDF 等でメールに添付いただくか、商工会議所窓口へご提出ください。

書類名	法 人	個人事業者
交付申請書 (★) (第1号様式から第3号様式)	○	○
事前着手届 (★) ※ 交付決定前に事業着手される場合は、事前着手届も提出してください	○	○
最近1期分の決算書 (貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費の内訳書、製造原価報告書)の写し	○	○
最近1期分の確定申告書の写し (青色申告決算書、又は収支内訳書も含む)	○	○
決算期を迎えていない場合は開業届の写し	○	○
市税完納証明書 (申請日から3カ月以内に発行されたもの)	○	○
その他申請事業に関する資料	○	○

※「市税完納証明書」の交付については、亀岡市役所 税務課（0771-25-5014、12番窓口）にお問い合わせください。

※ マイナンバー（12桁の個人番号）の提供は不要のため、提出書類に記載されている場合は、番号が見えないよう黒塗りしてください。

9 補助事業実施期間等

補助事業実施期間	実績報告書提出期限
交付決定日～2026年3月10日（火）まで	2026年3月10日（火） 17:00 (商工会議所必着)

※上記実施期間の途中で、補助事業が終了（補助対象経費の支払いまで含みます）したときは、その日から起算して14日を経過した日、または上記「実績報告書提出期限」のいずれか早い日までに実施事業内容および経費内容を取りまとめ、提出しなければなりません。

10 助成金の支払いについて

実績報告書の提出があった場合は、事業完了検査を行い、検査に合格したものについて助成金をお支払いします。

助成金の支払いは精算払いとします。

11 助成事業内容の発表等について

助成金の交付決定を受けた事業について、その概要を亀岡商工会議所、亀岡市役所のホームページ等で発表する場合があります。

助成金の交付決定を受けた事業について、事業の進行中、事業の完了後の経過を聴取させていただくことがあります。

12 問合せ先

亀岡商工会議所

〒621-0806 亀岡市余部町宝久保1番地の1

電話番号 0771-22-0053 FAX 0771-25-1200

メールアドレス morimoto@kameokacci.or.jp

ホームページ <http://www.kameokacci.or.jp/>